

SG フロア確保型日本株ファンド2

愛称：**ボーグ2**
Vogue

追加型証券投資信託 / ファンド オブ ファンズ

目論見書

2001年12月

エスジー山一アセットマネジメント株式会社

- 1 . この目論見書により行う S G フロア確保型日本株ファンド 2 の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成13年8月17日に関東財務局長に提出しており、平成13年9月2日にその届出の効力が生じております。
- 2 . S G フロア確保型日本株ファンド 2 の受益証券の価格は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元金が保証されているものではありません。

目論見書の概要】

SG フロア確保型日本株ファンド2

(愛称 :ボーク 2)

当概要は、目論見書本文の証券情報、発行者情報等を要約したものです。
詳細は目論見書本文をご覧ください。

目的および 基本的性格	追加型ファンド オブ ファンズ 一時解約時および解約時を含み、最低保証価額 (以下「フロア価額」といいます。)を確保しつつ、日経平均株価のパフォーマンスを反映した収益の確保を目指して運用を行います。
主要投資対象	主に、日本の株式へ投資するフランス籍の契約型外国投資信託である「SGAM 日経 225 インデックス サブファンド」の受益証券および内外の短期金融商品へ投資するフランス籍の契約型外国投資信託「SGAM 円マネー サブファンド」の受益証券を主な投資対象とします。なお、円建てのコマーシャル・ペーパーに直接投資することがあります。
フロア価額の確保	フロア価額は、当初9,000円(1万口当たり)に設定されます。その後基準価額が最高値を更新するごとに、その上昇額の50%相当分フロア価額が上昇します。 基準価額がフロア価額を下回った場合はソシエテ ジェネラル(パリ)が保証銀行となり不足額を信託財産に対して支払います。
投資制限	外国投資信託の受益証券以外の投資は、約款18条の範囲以内で行います。 株式への直接投資は行いません。 外貨建資産 (外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を含みます。)の投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の外国投資信託へ純資産額の50%を超えて投資することができます。

お申込時期	<p>継続募集期間</p> <p>平成13年9月17日(月)から平成14年2月28日(木)まで、パリの銀行休業日を除く毎営業日、受付けます。</p> <p>なお、原則として、取得のお申込みの受付けは、午後3時まで(半日営業の場合は午前11時まで)とします。午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。</p>
お申込単位	<p>1万口単位</p> <p>1万円以上1円単位</p> <p>*三菱信託銀行は10万口以上1万口単位または、10万円以上1円単位となります。</p> <p>(注)詳しくは、目論見書本文をご参照ください。</p>
お申込価額	<p>お申込日の翌営業日の基準価額となります。</p> <p>ご注意...翌営業日の基準価額がフロア価額を下回る恐れがあると委託者が判断した場合、取得のお申込みの受付けを取り消します。</p>
お申込手数料	<p>取得申込口数」または「取得金額」もしくは「取得申込総金額」に応じて、手数料率(1%~0.5%)を乗じて得た額とします。</p> <p>(注)詳しくは、目論見書本文をご参照ください。</p>
決算日	<p>原則として毎年9月20日です。ただし平成13年9月20日は決算を行いません。</p>
収益分配金	<p>期中に分配は行いません。</p>
信託期間	<p>平成13年9月17日から平成16年9月20日まで</p>
信託報酬等	<p>委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率1.2%の率を乗じて得た額です。</p> <p>(注)信託報酬の配分については、目論見書本文をご参照ください。</p> <p>フロア価額確保に関して支払う保証料は純資産総額に対して年率0.125%以内ですが、これは上記信託報酬の総額に含まれます。</p> <p>「SGAM日経225インデックスサブファンド」および「SGAM円マネーサブファンド」の信託報酬は、それぞれの信託財産の年率0.50%以内および0.15%以内です。</p>

【投資にあたっての留意点】

リスクについて

当ファンドが投資する投資先のファンド（「SGAM 日経 225 インデックス サブファンド」、「SGAM 円マネー サブファンド」）は、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、フロア価額は確保されていますが、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、目論見書をよくお読みいただき、当ファンドのリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

「SGAM 日経 225 インデックス サブファンド」の主要投資対象である株式の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け、大きく変動します。「SGAM 日経 225 インデックス サブファンド」においては株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

金利変動リスク

「SGAM 円マネー サブファンド」の主要投資対象である短期金融商品は、一般的に短期金利が上昇した場合には価格は下落し、「SGAM 円マネー サブファンド」にも重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

為替リスク

外貨建の有価証券に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。

その他

上記 ~ 以外にも、株式売買委託発注手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響ならびに当ファンドが「SGAM 日経

225 インデックス サブファンド」および「SGAM 円マネー サブファンド」に支払う管理・運用・信託報酬等の負担による負の影響が存在します。

フローア確保(保証)の終了について

当ファンドには、受益証券の一部解約及び償還時を含み、最低保証価額(フロア価額)が確保されますが、その効力が終了される場合もあります。
以下の場合、フロア価額の確保は終了されます。

ファンドの合併、分割、解散および清算の場合。

保証銀行の事前の書面による同意を得ないで、委託者、投資顧問会社、受託者、保管銀行が変更されたり投資顧問契約、約款、保管契約が終了した場合。

保証銀行の事前の書面による同意を得ないで、約款、目論見書または届出書が変更された場合。

法令の変更によりファンドに対して直接または間接に新たな財務負担が生じた場合。

保証契約に記載される委託者および受託者の表明および保証が虚偽もしくは不正確な場合。

その他

パリの銀行休業日は追加設定や中途解約のお申込みはできませんのでご注意ください。

パリの銀行休業日			
平成 14 年			
12月25日	クリスマス		
平成 14 年			
4月 1日	復活祭	7月14日	革命記念日
5月 1日	メーデー	8月15日	聖母被昇天祭
5月 8日	第2次大戦終戦記念日	11月 1日	諸聖人の祝日
5月 9日	キリスト昇天祭	11月11日	第1次大戦休戦記念日
5月20日	聖霊降臨の祝日	12月25日	クリスマス

(休業日は変更されることがありますので、必ず事前に取り扱い販売会社へお問い合わせ下さい。)

【投資の手引き】

お申込みは

お申込期間

継続募集期間 平成13年9月17日(月)から平成14年2月28日まで、
パリの銀行休業日を除く毎営業日、受付けます。

なお、原則として、取得のお申込みの受付けは、午後3時まで(平日営業の場合は午前11時まで)とします。午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

お申込価額

お申込日の**翌営業日の基準価額**

ご注意...翌営業日の基準価額がフロア価額を下回る恐れがあると委託者が判断した場合、取得のお申込みの受付けを取り消します。

お申込単位 :お申込み単位は申込取扱場所により次のいずれかとなります。

1万口単位

1万円以上 1円単位

*三菱信託銀行は10万口以上1万口単位または、10万円以上1円単位となります。

(注)詳しくは、目論見書本文をご参照ください。

お申込手数料 :お申込手数料は、「取得申込口数」または「取得金額」もしくは「取得申込総金額」に応じて、次に掲げる手数料率を乗じて得た額とします。

取得金額」または「取得申込総額」もしくは「口数」	申込手数料率
1,000万口(円)未満	1.0%
1,000万口(円)以上1億口(円)未満	0.75%
1億口(円)以上	0.5%

(注1) 申込取扱場所により異なりますので、目論見書本文をご参照ください。

(注2) お申込手数料には消費税等が課せられます。

収益分配金は

期中に分配は行いません。

ご換金は

ご換金時期 :平成 16年 9月 14日まで**パリの銀行休業日を除く毎営業日**受け付けます。

なお、原則として、ご換金のお申込みの受付は、午後3時まで(半日営業の場合は午前11時まで)とします。午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ご換金単位 :一般コースは1万口単位、金額指定コースは1口単位です。

ご換金価額 :ご換金のお申込日の**翌営業日の解約価額***です。

*基準価額またはフロア価額のいずれか高い価額

手 取 額 :ご換金価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税(基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の20%)を差し引いた金額となります。

支払開始日 :ご換金のお申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

信託期間は

平成16年9月20日が信託終了日です。

信託報酬などは

- 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率1.2%の率を乗じて得た額です。

(注)信託報酬の配分については、目論見書本文をご参照ください。

- フロア価額確保に関して支払う保証料は純資産総額に対して年率0.125%以内で、上記信託報酬に含まれます。
- ファンドが主に投資する「SGAM日経225インデックス サブファンド」および「SGAM円マネー サブファンド」の信託報酬は、それぞれの信託財産の年率0.50%以内および0.15%以内です。

運用経過のお知らせは

- 毎計算期末に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。
- 基準価額および解約価額、フロア価額は、販売会社にお問合わせください。

有 価 証 券 届 出 書

関 東 財 務 局 長 殿

平成13年 8月17日提出
平成13年 8月23日訂正届出書提出
平成13年10月 1日訂正届出書提出
平成13年12月 3日訂正届出書提出

発 行 者 名 エスジー山一アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 右 近 徳 雄

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋兜町5番1号

事務連絡者氏名 投資信託部長 原 田 和 彦
電話番号 03-3660-5102

届 出 の 対 象 と し た 募 集

募集内国投資信託証券に係るファンドの名称 : S Gフロア確保型日本株ファンド2

募集内国投資信託証券の形態及び金額 : 受益証券
当初募集額 上限 500億円
継続募集額 上限5,000億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所在地

エスジー山一アセットマネジメント株式会社 本 社 東京都中央区日本橋兜町5番1号

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 発行者情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 概 況	5
2 投資方針	8
3 管理及び運営の仕組み	14
4 受益者等の権利行使等	20
5 運用状況	21
第2 委託会社の概況	22
第3 その他の関係法人の概況	29
第4 ファンドの経理状況	32
第5 そ の 他	33

約 款

第一部 証券情報

(イ) ファンドの名称

SGフロア確保型日本株ファンド2

(愛称：ボーグ2 (Vogue2)、以下「ファンド」といいます。)

(ロ) 内国投資信託証券の形態等

追加型証券投資信託受益証券です(以下「受益証券」といいます。)。受益証券の種類は1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、1億口券の8種類および1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。原則無記名式ですが、記名式への変更も可能です。1口当たり元本の額面金額は1円です。格付は取得していません。

(ハ) 発行数

(1) 当初募集期間(平成13年9月3日から平成13年9月14日まで)

500億口を上限とします。

(2) 継続募集期間(平成13年9月17日から平成14年2月28日まで)

5,000億円相当となる口数を上限とします。(募集口数に基準価額を乗じて得た額で、発行口数を5,000億口、基準価額を1円とした場合の上限見込み額は5,000億円です。)

(ニ) 発行価額の総額

(1) 当初募集期間(平成13年9月3日から平成13年9月14日まで)

500億円を上限とします。

(2) 継続募集期間(平成13年9月17日から平成14年2月28日まで)

5,000億円を上限とします。

(なお、上記各金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。))は含まれておりません。

(ホ) 発行価格

(1) 当初募集期間(平成13年9月3日から平成13年9月14日まで)

受益証券1口当たり1円とします。

(2) 継続募集期間(平成13年9月17日から平成14年2月28日まで)

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して求めた信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した受益証券1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。このように算出される基準価額は、組入価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

(ヘ) 申込手数料

申込手数料は申込コース及び販売会社により異なります。

(1) 一般コース

藍澤、あさひりテール、泉、ウツミ屋、岡三、新和、内藤、のぞみ、水戸、明光ナショナル

ルの各証券会社での申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中は1口1円）に取得申込口数を乗じた取得金額に、下記の取得申込口数に応じた手数料率を乗じて得た額です。なお、申込手数料には消費税等相当額が加算されます。

取得申込口数	申込手数料率（％）
1千万口未満	1.0
1千万口以上1億口未満	0.75
1億口以上	0.5

三菱信託銀行および三井住友海上火災保険での申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中は1口1円）に取得申込口数を乗じた取得金額に、下記の取得金額に応じた手数料率を乗じて得た額です。なお、申込手数料には消費税等相当額が加算されません。

取得金額	申込手数料率（％）
1千万円未満	1.0
1千万円以上1億円未満	0.75
1億円以上	0.5

(2) 金額指定コース

足利銀行、関西銀行、常陽銀行、新生銀行および広島銀行での申込手数料は、取得金額に応じて、下記手数料率を乗じて得た額とします。取得金額とは、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中は1口1円）に取得申込口数を乗じた金額をいいます。取得金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。

取得金額	申込手数料率（％）
1千万円未満	1.0
1千万円以上1億円未満	0.75
1億円以上	0.5

あさひ銀行、東和銀行、福岡シティ銀行、みなと銀行、三菱信託銀行および三井住友海上火災保険での申込手数料は、取得申込総金額に応じて、下記手数料率を乗じて得た額とします。取得申込総金額とは、取得金額（取得申込日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中は1口1円）×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額をいいます。

取得申込総金額	申込手数料率（％）
1千万円未満	1.0
1千万円以上1億円未満	0.75
1億円以上	0.5

(ト) 申 込 単 位

申込単位は以下の通りとなります。

- (1) 一般コース 1万口単位
- (2) 金額指定コース 1万円以上1円単位

三菱信託銀行株式会社では、「一般コース」で10万口以上1万口単位、「金額指定コース」で10万円以上1円単位となります。

(フ) 申 込 期 間

- (1) 当初募集期間：平成 13 年 9 月 3 日（月曜日）から平成 13 年 9 月 14 日（金曜日）まで
- (2) 継続募集期間：平成 13 年 9 月 17 日（月曜日）から平成 14 年 2 月 28 日（木曜日）まで

(リ) 申 込 証 拠 金

ありません。

(ヌ) 申 込 取 扱 場 所

次の証券会社および登録金融機関（これらを総称して、またはそれぞれを「販売会社」という場合があります。）で取り扱います。なお、取扱店等については各販売会社にお問い合わせ下さい。

藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号
あさひリテール証券株式会社	東京都千代田区日本橋室町三丁目2番15号
泉証券株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号
ウツミ屋証券株式会社	広島県広島市中区紙屋町二丁目2番2号
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号
新和証券株式会社	新潟県新潟市上大川前通八番町1251番1号
内藤証券株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目5番9号
のぞみ証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目24番2号
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋三丁目13番5号
明光ナショナル証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町14番1号
株式会社あさひ銀行	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
株式会社関西銀行	大阪府大阪市中央区心斎橋筋二丁目7番21号
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町二丁目5番5号
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号
株式会社福岡シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
株式会社みなと銀行	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目1番1号
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号

(ル) 払込期日及び払込取扱場所

(1) 当初募集期間

申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの申込みを行います。申込者は、申込期間中に申込金額を当該販売会社に支払います。発行価額の総額は、各販売会社によって、払込期日（平成 13 年 9 月 17 日）に委託会社の口座に払込まれ、さらに受託銀行である三菱信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に振込まれます。

(2) 継続募集期間

継続募集にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を經由して受託会社のファンド口座に振込まれます。

(7) 引受け等の概要

販売会社は、委託会社との間の受益証券の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約に基づき、受益証券の募集の取扱いを行います。

(7) その 他

(1) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの申込みを行います。受益証券の保護預りを希望する投資者は、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができます。

(a) 当初募集期間（平成 13 年 9 月 3 日 - 同年 9 月 14 日）

営業時間内においていつでも、販売会社に対してお申込みいただくことができます。申込者は、申込期間中に申込金額を当該販売会社に支払います。

(b) 継続募集期間（平成 13 年 9 月 17 日 - 平成 14 年 2 月 28 日）

お買付けのお申込みは、毎営業日の午後 3 時（国内の証券取引所の半休日は午前 11 時）までとし、かかる受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとします。お買付け代金は、取得申込日の翌営業日の基準価額を使って計算されます。なお、パリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。

(2) 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

(3) 決算日

年1回決算。原則毎年 9月20日（休業日の場合は翌営業日）です。ただし、平成13年9月20日は決算を行いません。

(4) 信託期間

当ファンドの信託期間は、平成13年9月17日から平成16年9月20日までです。

パリの銀行休業日			
< 2001年 >			
12月25日	クリスマス		
< 2002年 >			
1月 1日	元旦	7月14日	革命記念日
4月 1日	復活祭	8月15日	聖母被昇天祭
5月 1日	メーデー	11月 1日	諸聖人の祝日
5月 8日	第2次大戦終戦記念日	11月11日	第1次大戦休戦記念日
5月 9日	キリスト昇天祭	12月25日	クリスマス
5月20日	聖霊降臨の祝日		

(休業日は変更されることがありますので、必ず事前に取り扱い販売会社へお問い合わせ下さい。)

第二部 発行者情報

第1 ファンドの状況

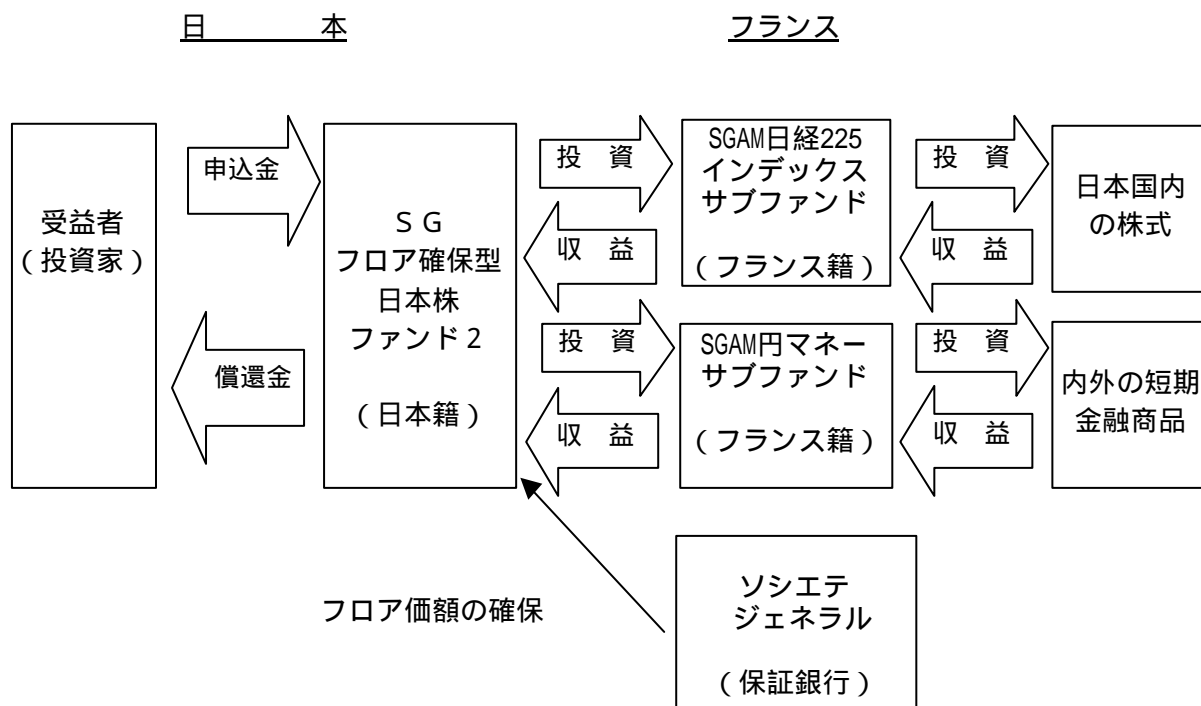
1 概況

(イ) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型ファンド オブ ファンズに属し、主として日本の株式へ投資する投資信託の受益証券および内外の短期金融商品へ投資する投資信託の受益証券に投資し、一部解約時および償還時を含み、最低保証価額（以下「フロア価額」といいます。）を確保しつつ、日経平均株価のパフォーマンスを反映した収益の確保を目指して運用を行います。

(注) SGフロア確保型日本株ファンド2の運用は、ファンド オブ ファンズ的方式で行います。ファンド オブ ファンズとはファンドがその信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、当ファンドの場合、主として(イ)日本の株式へ投資するフランス籍の証券投資信託の受益証券および(ロ)内外の短期金融商品へ投資するフランス籍の投資信託の受益証券に投資することによって間接的に日本の株式および内外の短期金融商品へ投資することとなりますが、運用はそれぞれのフランス籍外国投資信託が独立に行う仕組みです。

当ファンドのファンド オブ ファンズおよびフロア価額の仕組みは以下のようなものです。



(ロ) ファンドの沿革

平成13年 8月17日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成13年 9月17日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始（予定）

(ハ) ファンドの関係法人

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

(1) 委託会社：エスジー山一アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受益証券の発行、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

(2) 受託会社：三菱信託銀行株式会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の管理業務等を行います。

(3) 投資顧問会社：ソシエテ ジェネラル ストラクチャード アセット マネジメント

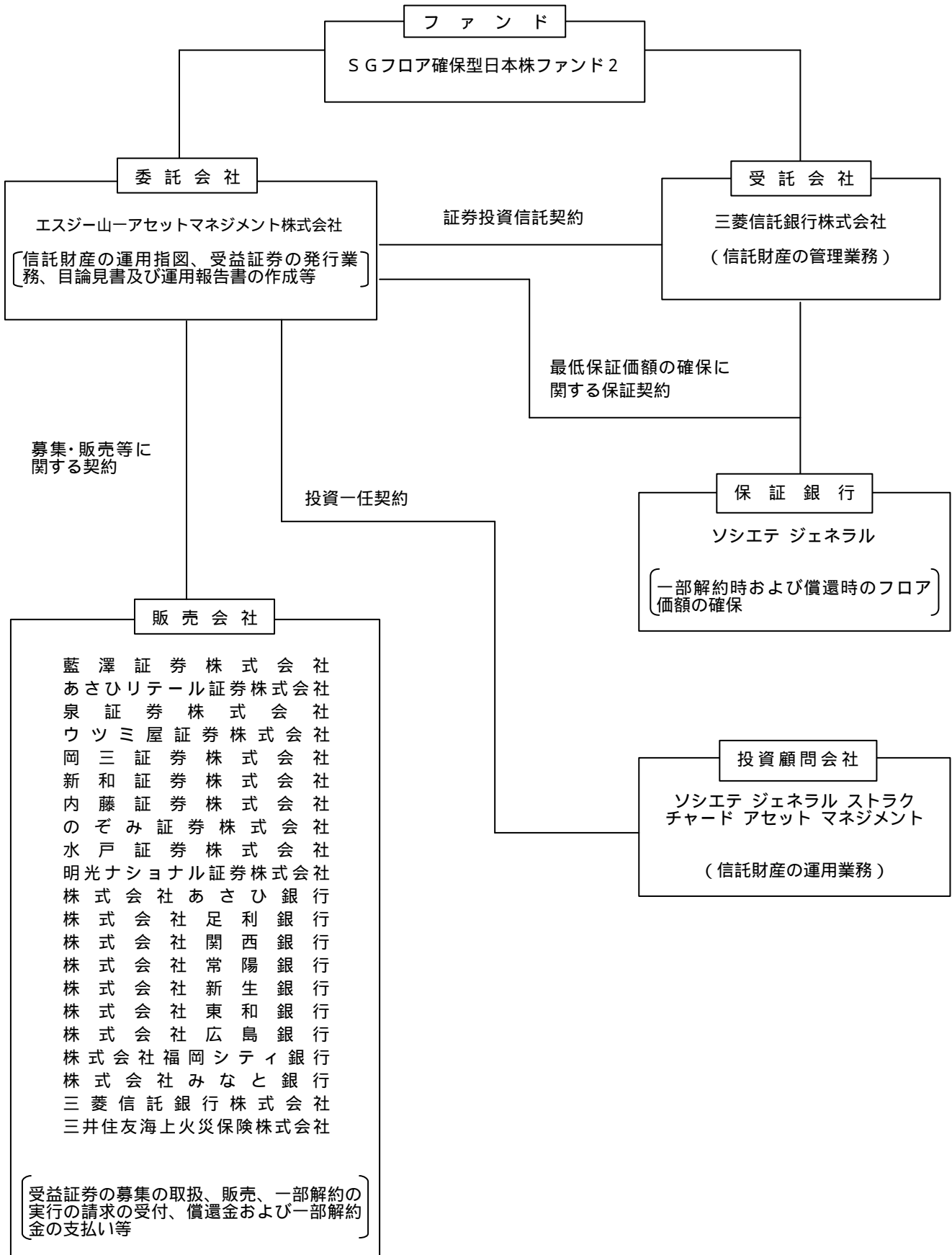
当ファンドの投資顧問会社として、当ファンドに関し委託会社から運用指図に関する権限の委託を受けて、その投資判断に基づき当ファンド資産の運用の指図を行います。

(4) 保証銀行：ソシエテ ジェネラル

当ファンド受益証券の一部解約時および償還時を含み、最低保証価額以上の基準価額の確保を行います。

(5) 販売会社：藍澤証券株式会社 あさひリテール証券株式会社 泉証券株式会社
 ウツミ屋証券株式会社 岡三証券株式会社 新和証券株式会社
 内藤証券株式会社 のぞみ証券株式会社 水戸証券株式会社
 明光ナショナル証券株式会社
 株式会社あさひ銀行 株式会社足利銀行 株式会社関西銀行
 株式会社常陽銀行 株式会社新生銀行 株式会社東和銀行
 株式会社広島銀行 株式会社福岡シティ銀行 株式会社みなと銀行
 三菱信託銀行株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

ファンドの関係法人



2 投資方針

(イ) 投資の基本方針

a. 基本方針

当ファンドは、フロア確保型のファンド オブ ファンズの方式で運用することを基本とします。フロア確保型のファンド オブ ファンズの方式とは、一部解約時および償還時を含み、最低保証価額（以下「フロア価額」といいます。）を確保しつつ、主として他の投資信託に投資する仕組みです。当ファンドは、日本の株式へ投資するフランス籍の外国投資信託（SGAM 日経 225 インデックス サブファンド）の受益証券および内外の短期金融商品へ投資するフランス籍の外国投資信託（SGAM 円マネー サブファンド）の受益証券に投資することによりその実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、日経平均株価のパフォーマンスを反映した収益の確保を目指します。

b. 運用方法

(1) 投資対象

主に日本の株式へ投資するフランス籍の契約型外国投資信託である「SGAM 日経 225 インデックス サブファンド」の受益証券および内外の短期金融商品へ投資するフランス籍の契約型外国投資信託である「SGAM 円マネー サブファンド」の受益証券を主な投資対象とします。なお、円建のコマーシャル・ペーパーに直接投資することがあります。

(2) 投資態度

主として我が国の株式へ投資する外国投資信託の受益証券および内外の短期金融商品へ投資する外国投資信託の受益証券に投資します。

投資する外国投資信託の受益証券は、フランス籍の外国投資信託の受益証券とします。

組入対象とする投資信託の受益証券は、変更することがあります。

外国投資信託の受益証券の組入れ比率は原則として高位を維持することとします。

資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

フロア価額は、当初、1万口当たり9,000円に設定されます。その後、基準価額が最高値を更新する毎に、上昇額の50%相当分フロア価額が上昇します。したがって、運用会社は、このフロア価額を確保しつつ日経平均株価のパフォーマンスを反映した基準価額の上昇を目指して運用を行います。

ソシエテ ジェネラル（以下「保証銀行」といいます。）は、信託財産の確保を内容とする契約を、受託者および委託者と締結します。一部解約時および償還時の基準価額がフロア価額を下回る場合には、保証銀行は、不足額を信託財産に対して支払います。

(3) ファンドの概要

日経平均株価（日経 225）のパフォーマンスを反映した収益の確保を目指します。

- 「日経225インデックスファンド」と「円建てマネーファンド」の2つのファンドに投資するファンド オブ ファンズです。
- 基準価額の下落リスクを抑えつつ、日経平均株価の値上り益を追求するため、投資する2本のファンドの組入比率を見直していきます。

- 日経平均株価上昇時には「日経225インデックスファンド」への投資比率を増やし、日経平均株価との連動率*を上げ、日経平均株価下落時には「円建てマネーファンド」への投資比率を高めることで、基準価額の下落を限定します。

市場環境や基準価額の水準によっては、上記ファンドへの投資を行わない場合があります。

- 2本のファンドへの投資比率の決定および運用は、SGグループによる経済情勢等の分析を基にソシエテ ジェネラル ストラクチャード アセットマネジメント (SGSAM)が担当します。

*日経平均株価の変動に対する基準価額の値動きの比率を「日経平均株価との連動率」といいます。

常時フロア価額を確保します。

- フロア価額は当初、9,000円(1万口当たり)に設定されます。
- 基準価額が10,000円を超えて最高値を更新するごとにフロア価額は上昇します。
- フロア価額の上昇額は、基準価額が10,000円を超え上昇した幅の50%相当分です。
- 一度上昇したフロア価額は、その後基準価額が下落しても、下がりません。

フロア価額の計算例示 $\text{新フロア価額} = 9,000\text{円} + (\text{基準価額最高値} - \text{元本}(10,000\text{円})) \times 50\%$

【基準価額の最高値とフロア価額の例】

基準価額	10,000円以下	10,500円	11,000円	12,000円	13,000円
フロア価額	9,000円	9,250円	9,500円	10,000円	10,500円

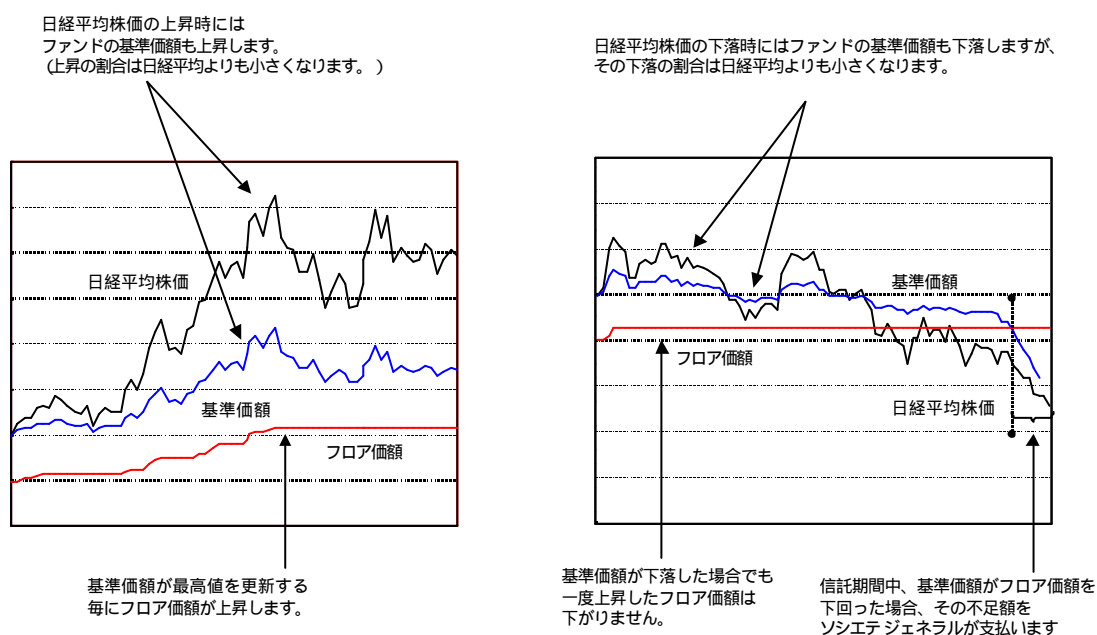
表中の基準価額は1万口あたりの金額です。

- 基準価額がフロア価額を下回った場合はソシエテ ジェネラル(パリ)が保証銀行となり不足額を信託財産に対して支払います。

ソシエテ ジェネラルの格付

S&P=AA、Moody'S=Aa3、(2001年7月末現在)

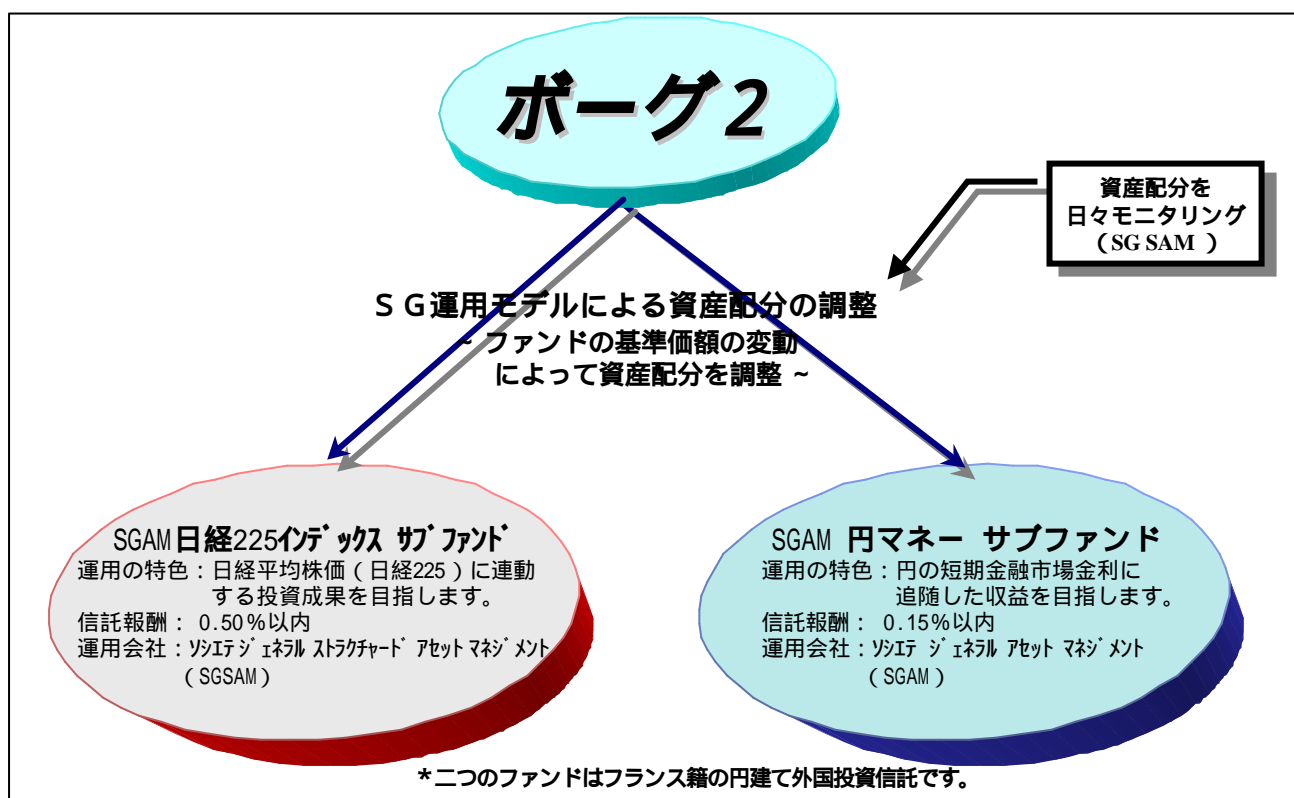
【日経平均株価と基準価額、フロア価額のイメージ図】



上記グラフはあくまでも商品特性をわかり易くするためにイメージ図化したものであり、実際の日経平均株価、基準価額、フロア価額の動きを表したものではありません。

ファンド オブ ファンズで運用します

- ファンド オブ ファンズとは他の複数のファンドへの投資を目的とするファンドのことをいいます。
- SG最低保証価額確保型日本株ファンド2（愛称：ボーグ2）は主に「円建てマネーファンド（SGAM円マネーサブファンド）」と「日経225インデックスファンド（SGAM日経225インデックスサブファンド）」の2本のファンドに投資するファンド オブ ファンズです。
- 主に2本のファンドに投資するシンプルな商品構成なので、運用経過等の透明性が高く、投資家の皆様にもわかりやすい商品です。
- 組入対象ファンドはそれぞれ、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（SGAM）とソシエテ ジェネラル ストラクチャード アセット マネジメント（SGSAM）が運用するフランス籍の外国投資信託です。



* 上記2つのサブファンドは契約型のフランス籍円建てファンドです。SG運用モデルとは、国内の投資環境に応じて、円建ての「SGAM日経225インデックスサブファンド」と「SGAM円マネーサブファンド」の組入れ比率を見直すことにより損失を回避しつつ値上り益を追求する運用を目指します。日経平均株価の上昇時には「SGAM日経225インデックスサブファンド」の投資比率を増やし、日経平均株価の下落時には「SGAM円マネーサブファンド」の投資比率を高めることで、基準価額の下落を限定します。2つのファンドの投資比率やその変更は、SGグループによる経済情勢の変化等の分析を基にソシエテ ジェネラル ストラクチャードアセット マネジメント (SGSAM) の運用チームが担当します。

関連説明および留意点等

■ 日経平均株価 (日経225)とは

東証一部上場の代表的な225銘柄の株価の単純平均に指数の連続性を維持するために修正を加えた修正単純平均株価です。

* 日経平均株価 (日経225) に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、同社は、日経平均株価 (日経225) の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(参考) 投資対象サブファンドの概要

(a) SGAM 日経 225 インデックス サブファンド (フランス籍契約型)

(i) 管理会社: ソシエテ ジェネラル ストラクチャード アセット マネジメント
(Societe Generale Structured Asset Management)

(ii) 運用会社: ソシエテ ジェネラル ストラクチャード アセット マネジメント
(Societe Generale Structured Asset Management)

(iii) 投資方針・投資対象:

ファンドは、日経225のパフォーマンスとできるだけ近いパフォーマンスの達成を目的とします。ファンドは、短期金融商品、日本および外国の株式市場および金利市場ならびにその他の市場に投資し、インデックスとの相関関係は派生商品を利用することによって得られます。

ファンドは、効力を有する法令によって認可されているフランスおよびその他外国の市場で、金融商品および派生商品に投資することができます。

特に、ファンドは、その資産を守るかもしくは運用目的を達成するため、有価証券、金利、指数または通貨に投資することができます。ファンドは、買戻条件付取引および有価証券貸付取引を行うことができます。

(iv) 信託報酬: サブファンドの純資産価額の年率0.50%以内

(b) SGAM 円マネー サブファンド (フランス籍契約型)

(i) 管理会社: ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
(Societe Generale Asset Management)

(ii) 運用会社: ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
(Societe Generale Asset Management)

(iii) 投資方針・投資対象:

ファンドは、日本の市中金利との関係で、円建て純資産価額の日々の成長を達成することを目的とします。ファンドのポートフォリオは、主に短期金融商品(財務省証券、コマーシャルペーパー、譲渡性預金証書、銀行預金等)および公開または非公開の発行会社の社債から構成されています。

ファンドは、効力を有する法令によって認可されているフランスおよびその他外国の市場において、金融派生商品に投資することができます。

ファンドは、買戻条件付取引および有価証券貸付取引を行うことができます。

(iv) 信託報酬: サブファンドの純資産価額の年率0.15%以内

(4) リスク

当ファンドが投資する投資先のファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、フロア価額は確保されていますが、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

(a) 価格変動リスク

SGAM 日経 225 インデックス サブファンドの主要投資対象である株式の価格動向は、国

内および国際的な政治・経済情勢などの影響をうけ、大きく変動します。SGAM 日経 225 インデックス サブファンドにおいては株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

(b) 金利変動リスク

SGAM 円マネー サブファンドの主要投資対象である短期金融商品は、一般的に短期金利が上昇した場合には価格は下落し、SGAM 円マネー サブファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

(c) 流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

(d) ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

(e) 為替リスク

外貨建の有価証券に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。

(f) その他

上記(a)～(e)以外にも、株式売買委託発注手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響ならびに当ファンドが SGAM 日経 225 インデックス サブファンドおよび SGAM 円マネー サブファンドに支払う管理・運用・信託報酬等の負担による負の影響が存在します。

(II) 投資対象

- a. 主として「SGAM 日経 225 インデックス サブファンド」の受益証券および「SGAM 円マネー サブファンド」の受益証券のほか、次の有価証券に投資することができます。
 1. コマーシャルペーパー
 2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- b. 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 第 a.項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前 b.項第 1号から第 4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- d. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資産の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支配資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産額の10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(ハ) フロア価額の確保

受益証券の一部解約時および償還時を含み、最低保証価額（以下「フロア価額」といいます。）を確保するため委託者および受託者は、ソシエテ ジェネラル（以下「保証銀行」という。）との間で信託財産の確保を内容とする契約を締結します。当該契約に従い、受益証券の一部解約時および償還時を含み基準価額がフロア価額を下回る場合には、保証銀行は、委託会社の請求により、その不足額を信託財産に対して支払います。フロア価額は、当初1万口当たり9,000円に設定されます。その後基準価額が最高値を更新する毎に、最高値上昇額の50%相当分フロア価額が上昇します。したがって、当ファンドの投資顧問会社は、このフロア価額が確保されることを目指して運用を行います。基準価額がフロア価額を下回る場合には、委託会社またはその指定する者は、保証銀行に対して、その不足額を信託財産に対して支払うよう請求し、保証銀行は、かかる請求受領後3日以内にファンドの信託財産に対してかかる不足額を支払います。

(ニ) 投資制限

外国投資信託の受益証券以外への投資は、約款第18条の範囲内で行います。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産（外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を含みます。）の投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の外国投資信託へ純資産額の50%を超えて投資することができます。

(ホ) 分配方法

収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配は行いません。留保益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

3 管理及び運営の仕組み

(1) 資産管理等の概要

a. 資産の評価

(1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

(3) 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申出をうけた住所に販売会社より運用報告書の送付を行います。

b. 管理報酬等

(1) 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の120の率を乗じて得た額とします。

(2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、取扱残高に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.550%	0.600%	0.050%

(3) フロア価額の確保に関して支払う銀行保証料は、純資産総額に対して年率0.125%以内です。また、運用の外部委託にかかる投資顧問報酬は、純資産総額に対して年率0.2%以内です。これらの報酬は上記(2)に定める委託者報酬に含まれています。保証料は、委託会社から投資顧問会社を通じて保証銀行に対して支払われ、投資顧問報酬は委託会社から投資顧問会社に直接支払われます。

(4) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(5) 委託会社は、前項に定める信託事務の処理に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は実際に支払う金

額の支弁を受ける代わりに、実際の費用にかかわらず当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.05% を乗じて得た金額を毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。

- (6) 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
- (7) ファンドが主に投資する「SGAM 日経 225 インデックス サブファンド」および「SGAM 円マネー サブファンド」の信託報酬は、それぞれのサブファンドの信託財産の年率 0.50% 以内および 0.15% 以内です。

c . 販売、買戻し及び保管

(1) 受益証券の販売

- (a) 販売会社は、募集期間中（当初及び継続）の販売会社の営業日において、受益証券の募集・販売の取扱いを行います。ただし継続募集期間において、パリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。お申込みの取扱いは、営業日の午後 3 時（半日営業日の場合には午前 11 時）までとさせていただきます。なお、午後 3 時（半日営業日の場合には午前 11 時）を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。なお、委託会社は、翌営業日の基準価額がフロア価額を下回る恐れがあると委託会社が判断した場合、取得の申込の受付けを取消することができます。
- (b) 受益証券の価額は、当初募集期間においては、1 口 1 円とし、継続募集期間においては取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- (c) 受益証券の申込単位は、「一般コース」の場合は 1 万口単位とし、「金額指定コース」の場合は 1 万円以上 1 円単位とします。ただし、三菱信託銀行株式会社での申込単位は、「一般コース」の場合は 10 万口以上 1 万口単位、「金額指定コース」の場合は 10 万円以上 1 円単位となります。
- (d) 当初募集期間は平成 13 年 9 月 3 日（月）から平成 13 年 9 月 14 日（金）まで、継続募集期間は平成 13 年 9 月 17 日（月）から平成 14 年 2 月 28 日（木）までとします。
- (e) 申込手数料は申込コース及び販売会社により異なります。

(i) 一般コース

藍澤、あさひリテール、泉、ウツミ屋、岡三、新和、内藤、のぞみ、水戸、明光ナショナルの各証券会社での申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中は 1 口 1 円）に取得申込口数を乗じた取得金額に、下記の取得申込口数に応じた手数料率を乗じて得た額です。なお、申込手数料には消費税等相当額が加算されます。

取得申込口数	申込手数料率（%）
1 千万口未満	1.0
1 千万口以上 1 億口未満	0.75
1 億口以上	0.5

三菱信託銀行および三井住友海上火災保険での申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中は1口1円）に申込口数を乗じた取得金額に、下記の取得金額に応じた手数料率を乗じて得た額です。なお、申込手数料には消費税等相当額が加算されます。

取得金額	申込手数料率（％）
1千万円未満	1.0
1千万円以上1億円未満	0.75
1億円以上	0.5

(ii) 金額指定コース

足利銀行、関西銀行、常陽銀行、新生銀行および広島銀行での申込手数料は、取得金額に応じて、下記手数料率を乗じて得た額とします。取得金額とは、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中は1口1円）に取得申込口数を乗じた金額をいいます。取得金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。

取得金額	申込手数料率（％）
1千万円未満	1.0
1千万円以上1億円未満	0.75
1億円以上	0.5

あさひ銀行、東和銀行、福岡シティ銀行、みなと銀行、三菱信託銀行および三井住友海上火災保険での申込手数料は、取得申込総金額に応じて、下記手数料率を乗じて得た額とします。取得申込総金額とは、取得金額（取得申込日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中は1口1円）×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額をいいます。

取得申込総金額	申込手数料率（％）
1千万円未満	1.0
1千万円以上1億円未満	0.75
1億円以上	0.5

(2) 受益証券の一部解約

(a) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、「一般コース」の場合は1万口単位、「金額指定コース」の場合は1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、パリの銀行休業日及び平成16年9月15日以降は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。一部解約の申込みは委託会社の指定する販売会社で、午後3時（半日営業日の場合には午前11時）まで受け付けます。なお、午後3時（半日営業日の場合には午前11時）を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

(b) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。ただし、当該基準価額がフロア価額を下回っている場合においては、一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日のフロア価額とします。手取額は、一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の20%）を差し引いた金額となります。ただし、かかる基準価額がフロア価額を下回った場合は、フロア価額が一部解約の価額となります。

「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。詳細は「第二部 発行者情報 第1 ファンドの状況 4. 受益者の権利行使等 (D)課税上の取扱い」をご参照ください。

- (c) 受益者が、一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとしてします。
- (d) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (e) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行を中止することができます。これにより一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記 (b) の規定に準じて算出した価額とします。
- (f) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

(3) 受益証券の保管

受益証券は受益者と販売会社の間に取り交わされる証券投資信託受益証券等の保護預り契約に基づき販売会社に保管を委託できます。ただし、委託会社に申し込みを行った受益者は、保護預りを行う会社との保護預り契約に基づき受益証券の保管を委託できます。また受益者は、無記名式もしくは記名式で受益証券を保有することができます。

d . その他

(1) 信託期間

当ファンドの信託期間は、平成 13 年 9 月 17 日から平成 16 年 9 月 20 日までです。ただし信託期間中に(2)信託の終了に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた上で、この信託契約を終了することができます。詳細は(2)信託の終了をご覧ください。

(2) 信託の終了（信託契約の解約）

- (a) 委託会社は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

やむを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。（この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません）

ん。)

- (b) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨が付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (c) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。(この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)
- (d) 上記(b)項および(c)項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (e) 前記(a)項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- (f) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき
 - 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
 - 監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- (g) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(3) 計算期間

- (a) この信託の計算期間は、原則として毎年9月21日から翌年9月20日までとします。ただし第1期の計算期間は、平成13年9月17日から平成14年9月20日までとします。
- (b) 前記(a)にかかわらず、前記(a)の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(4) 償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から受益証券等と引き換えに販売会社でお支払いします。

(5) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更

しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。（この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）

- (c) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (d) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。（この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(a)から(c)の規定にしたがいます。
- (f) 前記(c)項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(6) フロアー確保（保証）の終了

以下の場合、保証銀行は、ファンドの存続期間が満了するまでの間いつでも、委託者、受託者および保証銀行の間の保証契約を解約することにより、フロア価格の確保（保証）を終了させることができます。

- (a) ファンドの合併、分割、解散および清算の場合。
- (b) 保証銀行の事前の書面による同意を得ないで、委託者、投資顧問会社、受託者、保管銀行が変更されたり、投資顧問契約、約款、保管契約が終了した場合。
- (c) 保証銀行の事前の書面による同意を得ないで、約款、目論見書または届出書が変更された場合。
- (d) 法令の変更により、ファンドに対して直接または間接に新たな財務的負担が生じた場合。
- (e) 保証契約に記載される委託者および受託者の表明および保証が虚偽もしくは不正確な場合。

(7) その他

- (a) 委託会社は、ワラント、オプション等の発行はいたしません。
- (b) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (c) 当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書の提出が計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内になされます。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の定めるところにより、計算期間の終了後遅滞なく運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に交付します。

(8) 利害関係人との取引制限

委託会社は法令の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うにあたり、委託会社の利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役が有する有価証券を信託財産をもって取得し、または信託財産として有する有価証券をこれらのものに対して売却もしくは貸付けることを受託会社に指図すること。
(「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律198号)(以下「投信法」といいます。))第15条第1項第1号)
- (2) 政令の定める委託会社の利害関係人等である投資顧問業者の営む投資顧問業にかかる顧客または、当該投資顧問業者が締結した投資一任契約にかかる顧客の利益を図るため、委託会社が運用の指図を行う特定の信託財産にかかる受益者に利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。(投信法第15条第2項第1号)
- (3) 政令に定める委託会社の利害関係人等である証券会社または登録金融機関の利益を図るため、信託財産の運用の方針、信託財産の額または市場の状況に照らして不必要と認められる頻度または規模の取引を行うことを受託会社に指図すること。(投信法第15条第2項第2号)
- (4) 政令に定める委託会社の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受けにかかる主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集または売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。(投信法第15条第2項第3号)
- (5) 政令に定める委託会社の利害関係人等である証券会社または登録金融機関が有価証券の募集、売出しまたは募集もしくは私募または売出しの取扱いを行っている場合において、当該証券会社または登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社または登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を信託財産をもって取得し、または買い付けることを受託会社に指図すること。(投信法施行規則第20条)

4 受益者等の権利行使等

(I) 受益者等の権利

a. 議決権、受益者集会に関する権利

受益証券には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。

b. 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

c. 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失うものとします。

d. 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

(II) 課税上の取扱い

(1) 個別元本方式について

(a) 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料およ

び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、「保護預り」ではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- (b) 一部解約時および償還時の課税について
一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(2) 個人、法人別の課税の取扱いについて

- (a) 個人の受益者に対する課税
一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20% (所得税 15%および地方税 5%) の税率による源泉分離課税が行われます。
- (b) 法人の受益者に対する課税
一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20% (所得税 15%および地方税 5%) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

5 運用状況

ファンドは平成 13 年 9 月 17 日に運用を開始します。

- (イ) 投資状況
該当事項はありません。
- (ロ) 運用実績
該当事項はありません。
- (ハ) 販売及び買戻しの実績
該当事項はありません。

第2 委託会社の概況

(イ) 会社の目的

委託会社は、次の事業を営むことを目的としています。

- (1) 証券投資信託の委託会社としての業務
- (2) 投資顧問に関する業務
- (3) 内外の経済、産業、金融等に関する情報提供業務
- (4) 有価証券運用に関するコンサルタント業務
- (5) その他前各号に付帯する業務

(ロ) 会社の沿革

- 昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立
- 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
- 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる
- 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
- 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得

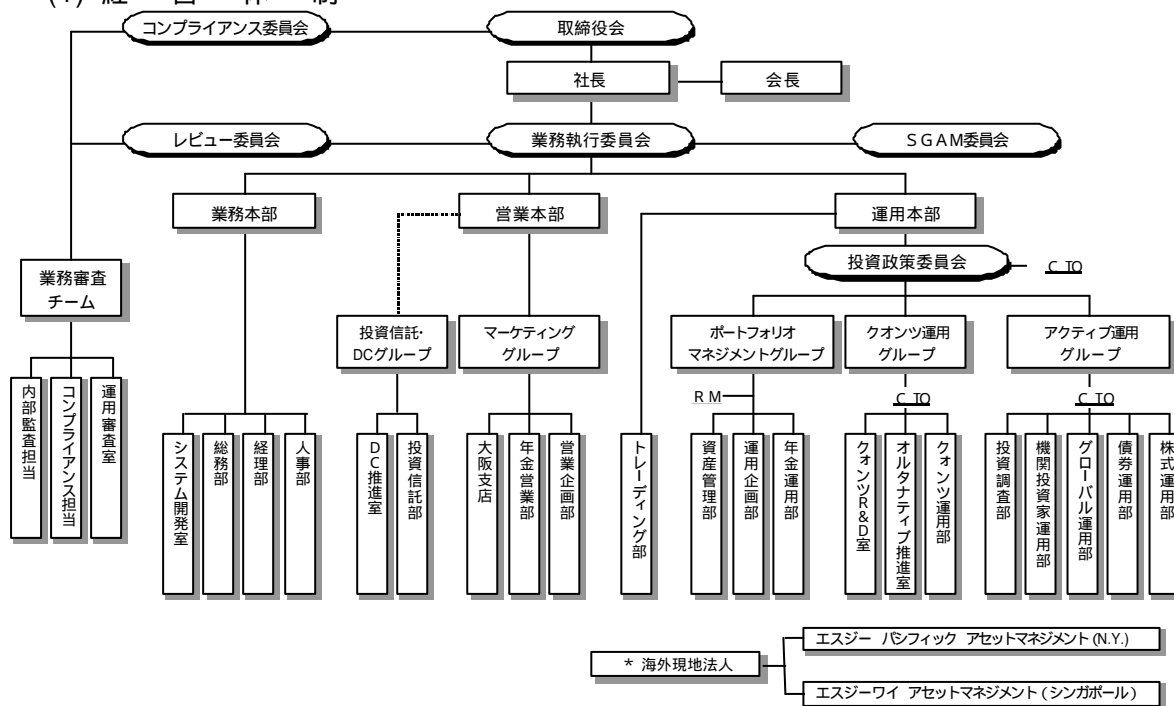
(ハ) 資本の額

平成13年6月末現在

資本金の額：12億円
 発行株式総数：9,000,000株
 発行済株式総数：2,400,000株
 最近5年間における主な資本の額の増減：なし

(ニ) 会社の機構

(1) 経営体制



当社の業務執行における最高機関である取締役会は10名以内の取締役で構成されています。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選任します。また、取締役中より会長および社長各1名、副社長3名以内、専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、又は欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会は年に4回以上開催するものとします。取締役会の招集通知は10日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではありません。また取締役及び監査役の全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令又は定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2)運用体制

- ・当社の運用に関する意思決定のプロセスはトップダウンを基本プロセスとし、初めに投資情報会議、投資環境分析会議を経て、マクロ経済、市場環境分析を行います。この分析結果に基づき、アセット・アロケーション会議で最適な資産配分（アセット・アロケーション）の検討、各資産別運用会議（株式運用会議、債券運用会議、海外株式運用会議）で資産別投資戦略を策定します。投資政策委員会で以上の各種会議の原案に対し協議し運用基本方針の決定を行います。
- ・ポートフォリオ・マネージャーは資産配分、ファンド・マネージャーはカントリーアロケーション・業種配分及び各種リスク許容度等、会社として決められた運用の枠組の中でポートフォリオの構築、見直しを行います。
- ・投資情報会議は週次で開催、他の各種会議（投資環境分析会議、アセット・アロケーション会議、株式運用会議、債券運用会議、海外株式運用会議等）、投資政策委員会は原則年8回（四半期毎に1回、およびその中間期に1回）開催しますが、投資環境急変時には臨時会合を招集します。
- ・また、インフォメーション・テクノロジー・ネットワーク（以下ITネットワーク）を介してソシエテ ジェネラル アセット・マネジメント（以下SGAM）グループの投資戦略を、当社の各種運用会議に取り込み、グローバルベースでのより効率的な運用が可能となっています。

意思決定会議内容

投資情報会議：内外のマクロ経済環境、各投資対象資産毎の情報および認識の共有化。各運用関連部署内で収集した情報、分析、意見及び週1回行われているSGAM（パリ）との電話会議やITネットワークにより得られた内容等が盛り込まれる。協議内容については、議事録として速やかにイントラネットで運用関連部署全員に伝達する。

投資環境分析会議：アセット・アロケーションのストラテジー原案策定を主目的とし、各運用資産の市場全体の見通しを検討、マクロ経済のメインシナリオおよ

びそれに基づく各市場の多時点における予測値ならびにその確信度の策定。エコノミスト・ストラテジストとクオンツアナリストの協議により、アセット・アロケーションを求めるための基本情報の策定。

投資政策委員会：運用に関する最高意思決定機関として、アセット・アロケーション会議、各資産別運用会議（株式運用会議、債券運用会議、海外株式会議）の原案について協議、運用に関する基本方針の決定。

株式運用会議：株式市場分析、投資収益率の予測、業種配分・ポートフォリオ属性など、国内株式運用に関する事項の広範な協議、ストラテジー原案の策定。

債券運用会議：S G A Mグループによるグローバルベースでの債券市場分析、投資収益率予測、ポートフォリオ属性（デュレーション・種別構成）など、内外債券運用に関する事項の広範な協議、ストラテジー原案の策定。

海外株式運用会議

：海外株式の運用拠点であるS G A M U Kとの緊密な連絡を通し、リサーチ結果、投資収益率予測、地域別アロケーション戦略、ポートフォリオの内容確認および認識。

アセット・アロケーション会議

：投資環境分析会議で策定された市場見通しと、その確信度をベースにリスク水準に応じたタイプ別アロケーション案の作成、運用に関する基本方針の原案の策定。

クオンツ運用会議

：計量的分析に基づく内外株式、債券のポートフォリオ運用に関しての協議。マーケットの分析、運用に使用されているファクターの動向、最適ポートフォリオ等についての検討。運用モデルや支援システムそのものについての議論。

レビュー委員会：各ファンドの運用成果およびリスク分析の結果に基づき、現在の投資行動適否の検討。該当期間中の運用ルールおよびガイドラインの順守状況についての報告。運用責任者、担当者へのフィードバック。

(ホ) 大株主の状況

(有価証券届出書提出日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	2,280,000株	95%
ひまわり投資顧問株式会社	東京都千代田区平河町二丁目11番1号	120,000株	5%

(A) 役員及び従業員の状況

(有価証券届出書提出日現在)

役職	氏名	経歴
取締役会長	本村 正忠	1958年 4月 山一証券株式会社 入社 1982年12月 同社 取締役 企画室長 1985年 9月 同社 常務取締役 法人本部 (金融法人) 担当 1986年11月 同社 常務取締役 金融法人本部長 1987年 9月 同社 専務取締役 金融法人本部長 1988年 8月 同社 専務取締役 情報システム本部長 1990年 6月 山一投資顧問株式会社 代表取締役副社長 1991年 6月 同社 代表取締役社長 1998年 4月 エスジー山一アセットマネジメン株式会社 代表取締役社長 (会社名変更) 2000年 4月 同社 取締役会長
代表取締役副会長	ミッシェル ブロマジエ	1975年 ソシエテ ジェネラル パリ 国際部アジア担当 1979年 ソシエテ ジェネラル 東京支店次長 1982年 ソシエテ ジェネラル 大阪支店副支店長 1986年 ソシエテ ジェネラル ソウル支店副支店長 1989年 ソシエテ ジェネラル証券東京支店 常務取締役 1992年 ソシエテ ジェネラル証券東京支店 代表取締役社長 東京支店長 1993年 ソシエテ ジェネラル 機関投資家部 アジア・オーストラリア地域本部長 1998年 2月 山一投資顧問株式会社 代表取締役副社長 1998年 4月 エスジー山一アセットマネジメント株式会社 代表取締役副社長 (会社名変更) 2001年 6月 エスジー山一アセットマネジメント株式会社 代表取締役副会長
代表取締役社長	右近 徳雄	1969年 4月 山一証券株式会社 入社 1995年 6月 同社 取締役 国際企画部長 1996年 4月 同社 取締役 第二事業法人本部担当 1997年 3月 同社 取締役 事業法人本部担当 1997年 8月 同社 取締役 事業法人本部長 1998年 3月 山一証券株式会社 取締役退任 1998年 5月 エスジー山一アセットマネジメン株式会社 入社 1998年 6月 同社 取締役 1998年11月 同社 常務取締役 1999年 5月 同社 代表取締役副社長 2000年 4月 同社 代表取締役社長
代表取締役副社長	ローレン ハルティオ	1980年 ソシエテ ジェネラル 入社 1993年 ソシエテ ジェネラル フィーマットトレーディング マネジメントシカゴ社長 ソシエテ ジェネラル フィーマットアセット マネジメント ダブリン取締役 1997年 ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントパリ プロジェクト・マネジャー (SGAMアジア戦略担当) 1997年 6月 ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントアジア社長 1998年10月 エスジーワイ アセット マネジメント (シンガポール) 代表取締役社長兼CEO 2001年 6月 エスジー山一アセットマネジメン株式会社 代表取締役副社長
常務取締役	白石 茂治	1964年 4月 山一証券株式会社 入社 1964年11月 山一証券投資信託委託株式会社 調査部 1973年 4月 同社 運用部 1979年11月 山一証券株式会社 国際本部海外投資顧問室 1982年10月 山一国際キャピタルマネージメント株式会社 運用部 1983年11月 山一投資顧問株式会社 第三投資顧問部付課長 1988年 8月 同社 社長付部長 1990年 2月 同社 運用企画部付部長 1991年 6月 同社 投資調査部長 1993年 6月 同社 取締役 1997年 5月 同社 常務取締役 1998年 4月 エスジー山一アセットマネジメン株式会社 常務取締役 (会社名変更)

常務取締役	片岡 洋一	1961年 4月 山一証券株式会社 入社 1991年 1月 山一投資顧問株式会社 海外年金部長 1992年 2月 同社 海外統括部長 1994年 9月 山一キャピタル・マネージメント(ニューヨーク)社長 1996年 6月 山一投資顧問株式会社 取締役 1998年 4月 エスジー山一アセットマネジメン株式会社 取締役(会社名変更) 1998年11月 同社 常務取締役
取締役 (非常勤)	クリスティアン タレスト	1973年 ソシエテ ジェネラル パリ 国際関係部所属 1977年 ソシエテ ジェネラル バンク ヨーロピアン クレディベルギー ブリュッセル代表 1982年 ソシエテ ジェネラル 国際金融部長 1987年 ソシエテ ジェネラル 債券引受部長 1991年 ソシエテ ジェネラル 外国株式部長 1995年 ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント パリ 国際部長 1998年 2月 山一投資顧問株式会社 取締役(兼任) 1998年 4月 エスジー山一アセットマネジメン株式会社 取締役(会社名変更)
常勤監査役	山田 貞二郎	1965年 4月 山一証券株式会社 入社 1983年11月 山一投資顧問株式会社 企画業務部次長 1991年 1月 同社 年金運用部長 1993年 6月 同社 年金企画室長 1996年 6月 同社 取締役 1998年 4月 エスジー山一アセットマネジメン株式会社 取締役(会社名変更) 1999年 6月 同社 常勤監査役
監査役 (非常勤)	笹原 智子	1979年 ソシエテ ジェネラル 東京支店 1989年 ソシエテ ジェネラル パリ 日本室長 1997年 ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントパリ 国際部アジア担当部長 1998年 2月 山一投資顧問株式会社 監査役(兼任) 1998年 4月 エスジー山一アセットマネジメン株式会社 監査役(会社名変更)
監査役 (非常勤)	ティエ フィルバン	1988年 ソシエテ ジェネラル 入社 ソシエテ ジェネラル銀行本店 グローバルカストディ部 1992年 ソシエテ ジェネラル銀行 マドリッド支店 1995年 ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントシンガポール 1997年 ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントUK 1999年 9月 ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントパリ 国際部 2001年 6月 エスジー山一アセットマネジメン株式会社 監査役(兼任)

なお、有価証券届出書提出日現在の従業員数は138名である。

(ト) 事業の内容及び営業の概況

委託会社であるエスジー山一アセットマネジメント株式会社は、「証券投資信託及び証券法人に関する法律」に規定される証券投資信託委託業者として認可を受け、その業務を行っています。

委託会社は1971年11月に山一投資カウンセリング(株)として設立された、日本で最も歴史のある投資顧問会社です。総契約資産残高は下表のように2001年3月末現在で2兆2,956億円に上ります。1998年1月にはフランスの大手投信運用会社であるソシエテ ジェネラル アセット マネジメント(SGAM)の100%子会社であるソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主になり、フランス最大級の民間銀行であるソシエテ ジェネラルグループ(以下SGグループ)の一員となりました。当グループは大きく分けて投資銀行分野、資産運用分野、リテール・バンキング分野の各分野で構成されており、SGAMはグループ全体の資産運用分野を担当しています。

総契約資産残高の推移

(単位：億円)

1994/3末	1995/3末	1996/3末	1997/3末	1998/3末	1999/3末	2000/3末	2001/3末
21,735	21,364	23,119	24,199	22,813	23,135	24,181	22,956

委託者の運用する証券投資信託は2001年7月31日現在、26本であり、その純資産総額の合計は335億41百万円です（マザー信託は除きます。）。

以下は、2001年7月31日現在のファンドの状況です。

名 称	設定年月日	基本的性格	純資産総額 (百万円)	基準価額 (円)
SG欧州株式ファンド	1999/5/10	追加型株式投信・国際株式型	850	8,036
SG欧州債券ファンド	1999/5/10	追加型株式投信・バランス型	1,892	8,784
ISJ - e-index ヲパノ ファンド	1999/11/30	追加型株式投信・インデックス型	10,263	3,535
ISJ - e-asia ファンド	2000/3/31	追加型株式投信・国際株式型	905	5,374
SGターゲ ットジ ヲパノ ファンド	2000/8/31	追加型株式投信・国内株式型	1,033	11,610
SG日本株式QAファンド	2000/12/22	追加型株式投信・国内株式型	5	9,425
SG海外株式ファンド	2000/12/22	追加型株式投信・国際株式型	3	9,504
SGフロア確保型日本株ファンド	2001/2/28	追加型株式投信・ファンドオブファンズ	9,389	9,699
SG最低保証価額確保型日本株ファンド	2001/6/29	追加型株式投信・ファンドオブファンズ	2,218	9,730
あさひSG・ボンジュール（安定型）	2001/7/12	追加型株式投信・ファンドオブファンズ	1,515	9,936
あさひSG・ボンジュール（安定成長型）	2001/7/12	追加型株式投信・ファンドオブファンズ	1,522	9,868
あさひSG・ボンジュール（成長型）	2001/7/12	追加型株式投信・ファンドオブファンズ	2,027	9,799
SG国債ファンド99-07	1999/7/30	単体型公社債投資信託・国内債券型	217	10,083
SG国債ファンド99-08	1999/8/31	単体型公社債投資信託・国内債券型	55	10,082
SG国債ファンド99-10	1999/10/29	単体型公社債投資信託・国内債券型	212	10,088
SG国債ファンド99-11	1999/11/30	単体型公社債投資信託・国内債券型	48	10,092
SG国債ファンド99-12	1999/12/27	単体型公社債投資信託・国内債券型	288	10,090
SG国債ファンド00-01	2000/1/31	単体型公社債投資信託・国内債券型	212	10,092
SG国債ファンド00-02	2000/2/29	単体型公社債投資信託・国内債券型	683	10,085
SG国債ファンド00-03	2000/3/31	単体型公社債投資信託・国内債券型	20	10,093
SG国債ファンド00-04	2000/4/28	単体型公社債投資信託・国内債券型	35	10,088
SG国債ファンド00-05	2000/5/31	単体型公社債投資信託・国内債券型	25	10,087
SG国債ファンド00-07	2000/7/31	単体型公社債投資信託・国内債券型	33	10,084
SG国債ファンド00-08	2000/8/31	単体型公社債投資信託・国内債券型	5	10,088
SG国債ファンド00-09	2000/9/29	単体型公社債投資信託・国内債券型	56	10,093
SG国債ファンド00-12	2000/12/29	単体型公社債投資信託・国内債券型	31	10,239

(フ) そ の 他

(1) 取締役の変更

取締役は、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済み株式総数の過半数にあたる株式を有する株主が出席し、その決議権の過半数を以ってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期によるものと

ます。

取締役の変更があった場合には、監督官庁に届け出なければなりません。また常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事し、あるいは事業を営もうとする場合には、内閣総理大臣の承認が必要です。

(2) 定 款 の 変 更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第3 その他の関係法人の概況

1 受託会社

(イ) 名称、資本の額及び事業の内容

(1) 名称

三菱信託銀行株式会社

(2) 資本の額

平成13年3月末現在 292,793百万円

(3) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(ロ) 関係業務の概要

ファンドの受託銀行（受託者）として、受益証券の認証、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(ニ) 役員 の 兼 職 関 係

該当事項はありません。

2 投資顧問会社

(イ) 名称、資本の額及び事業の内容

(1) 名称

ソシエテ ジェネラル ストラクチャード アセット マネジメント

(2) 資本の額

平成 12 年 12 月末日現在 5,117,290 ユーロ（約 560 百万円）

（注）便宜上、ユーロの円貨換算は、平成13年7月31日における株式会社東京三菱銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝109.39円）による。

(3) 事業の内容

ソシエテ ジェネラル ストラクチャード アセット マネジメント（SGSAM）は、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（SGAM）が過去10年以上にわたって仕組み商品の開発・運用を行ってきた専門部門を、SGグループの仕組み商品の資産運用会社として1997年1月に創設されました。

元本確保型ファンドをはじめストラクチャード ファンド、ヘッジ ファンド、デリバティブ ファンド等の多様なファンドの運用を行っており、その運用資産は2001年4月末現在で約9,000億円にのぼります。

(ロ) 関係業務の概要

委託会社に対し、ファンド資産の運用に係る投資一任業務を行います。

(ハ) 資本関係

投資顧問会社の最終的親会社は委託会社と同じく保証銀行のソシエテ ジェネラルです。

(ニ) 役員 の 兼 職 関 係

該当事項はありません。

3 保証銀行

(ハ) 名称、資本の額及び事業の内容

(1) 名称

ソシエテ ジェネラル

(2) 資本の額

平成12年12月末日現在529,060,522ユーロ（約57,874百万円）

(注)便宜上、ユーロの円貨換算は、平成13年7月31日における株式会社東京三菱銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝109.39円）による。

(3) 事業の内容

ソシエテ ジェネラルは、1864年に設立されたフランス最大級の民間銀行です。2001年7月末現在の格付けはA a 3（ムーディーズ）、AA-（S & P）と金融機関としてはトップレベルです。また従業員数7万1,000人、全世界75ヶ国以上に進出し、拠点数は500にのぼっております。

ソシエテ ジェネラル グループの営業活動は、伝統的な銀行業務、証券業務、投資信託の運用・販売業務、資産運用業務、カード業務、エレクトロニクス・バンキング、リース業務、保険業務など多岐にわたっており、中でも資産運用業務については、フランス大手投信運用会社であるソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを中核としてグローバルな運用サービスを提供しております。

(ロ) 関係業務の概要

受益証券の一部解約時および償還時を含み、フロア価額の確保を行います。

(ハ) 資本関係

委託会社の最終的な親会社です。

(ニ) 役員の兼職関係

該当事項はありません。

4 販売会社

(イ) 名称、資本の額及び事業の内容

（平成13年10月1日現在）

名 称	資 本 の 額	事 業 の 内 容
藍澤証券株式会社	3,202百万円	証券業を中心としたサービスを提供しています。
あさひリテール証券株式会社	4,727百万円	証券業を中心としたサービスを提供しています。
泉証券株式会社	5,252百万円	証券業を中心としたサービスを提供しています。
ウツミ証券株式会社	2,456百万円	証券業を中心としたサービスを提供しています。
岡三証券株式会社	12,897百万円	証券業を中心としたサービスを提供しています。
新和証券株式会社	780百万円	証券業を中心としたサービスを提供しています。
内藤証券株式会社	3,444百万円	証券業を中心としたサービスを提供しています。
のぞみ証券株式会社	2,091百万円	証券業を中心としたサービスを提供しています。
水戸証券株式会社	10,868百万円	証券業を中心としたサービスを提供しています。
明光ナショナル証券株式会社	27,270百万円	証券業を中心としたサービスを提供しています。

名 称	資 本 の 額	事 業 の 内 容
株式会社あさひ銀行	605,356百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
株式会社足利銀行	132,446百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
株式会社関西銀行	32,500百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
株式会社常陽銀行	85,113百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
株式会社新生銀行	451,296百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
株式会社東和銀行	25,647百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
株式会社広島銀行	52,347百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
株式会社福岡シティ銀行	38,211百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
株式会社みなと銀行	24,779百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
三菱信託銀行株式会社	292,793百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。登録証券業務のサービスも提供しています。
三井住友海上火災保険株式会社	128,473百万円	保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。また、証券取引法に基づき登録証券業務を兼営しています。

(ロ) 関係業務の内容

ファンドの販売会社として、受益証券の販売業務を行います。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(ニ) 役員 の 兼 職 関 係

該当事項はありません。

第4 ファンドの経理状況

ファンドは、平成13年9月17日より運用を開始しますが、同日まで何ら資産を有しません。ファンドの監査は、新日本監査法人が行います。

委託者は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の定めるところによります。

ファンドの計算期間は、原則として毎年9月21日から翌年9月20日とします。ただし第1期の計算期間は平成13年9月17日から平成14年9月20日とします（ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。）。監査証明を受けたファンドの財務諸表は計算期間毎に作成する有価証券報告書に掲載されます。

第5 その他

- 1 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地及びロゴ・マーク、図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- 2 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「発行者情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭（巻末）に記載することがあります。
- 3 目論見書に当ファンドの信託約款の全文を添付します。
- 4 以下の趣旨の事項を目論見書および要約目論見書に記載することがあります。

<投資信託の仕組み>

投資信託は、多数のみなさまからお預かりした資金を、みなさまのために利殖の目的で、専門の機関が株式や公社債などの有価証券に投資し、運用の成果をすべてみなさまにお返するものです。

- ・ お預かりした資金を大きな資金にまとめ、分散投資します。
- ・ 運用は専門の機関が行います。
- ・ 運用成果はすべて投資家のみなさまのものとなります。
- ・ 信託財産の保管・管理は、信託銀行が行います。

<投資信託の特徴>

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託は預金保険の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本を保証するものではありません。
- ・ 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託の購入者が負うこととなります。
- ・ 投資信託は保険契約ではありません。
- ・ 投資信託は保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・ 投資信託は元本および利息の保証はありません。

- 5 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 6 要約目論見書を使用することがあります。

要約目論見書は、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第2号に規定する書類（要約目論見書及び要約仮目論見書。以下、「要約目論見書等」といいます。）として、以下の要領に従い使用します。

- (イ) 要約目論見書は、チラシ、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール（ハガキ、封書用）、電子媒体として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。
- (ロ) 要約目論見書に、関係法人のロゴマークを記載することがあります。
- (ハ) 要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、ロゴマーク、写真、イラスト、グラフ及びキャッチ・コピーを付加して使用されることがあります。
- (ニ) 要約目論見書は、使用形態（販売会社）によって「お申込みメモ」のデザイン・内容等が異なることがあります。
- (ホ) 要約目論見書に、運用実績として基準価額および過去の分配実績の推移、年換算利回り、

銘柄構成、設定来または直近1週間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、1年半、2年の騰落率を数値またはグラフで表示することがあります。

(ハ) 要約目論見書に、以下の事項を記載することがあります。

- ・ ソシエテジェネラル アセットマネジメント（以下SGAMといいます。）の組織概要（世界地図、組織図、運用資産残高数値、年代、人数の表記を含み、データは適宜更新されま
- す。）
- ・ SGAMの世界全体での運用資産（アセット・クラス毎の預かり資産残高推移、合計資産残高、グラフを含み、データは適宜更新されます。）
- ・ SGAMおよびソシエテジェネラル グループの研究体制（組織図、各部門毎のアナリストの人数、アナリストの合計人数、研究部門の予算額を含み、データは適宜更新されま
- す。）
- ・ 委託会社の運用資産残高推移（直近月末合計運用資産残高推移、社団法人投資信託協会による運用資産残高の順位とグラフを含み、データは適宜更新されます。）

(ト) 要約目論見書は、届出の効力が発生するまでの間は、使用しません。

(チ) 届出の効力発生日欄については、効力発生日以降に記入して使用します。

追加型証券投資信託

SGフロア確保型日本株ファンド2

約款

エスジーシーアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、外国投資信託の受益証券へ投資することにより、一部解約時および償還時の最低保証価額（以下「フロア価額」といいます。）を確保しつつ、日経平均株価のパフォーマンスを反映した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として我が国の株式へ投資する外国投資信託の受益証券および内外の短期金融商品へ投資する外国投資信託の受益証券を投資対象とします。

(2) 投資態度

主として我が国の株式へ投資する外国投資信託の受益証券および内外の短期金融商品へ投資する外国投資信託の受益証券に投資します。

投資する外国投資信託の受益証券は、フランス籍の外国投資信託の受益証券とします。

組入対象とする外国投資信託の受益証券は、変更することがあります。

外国投資信託の受益証券の組入れ比率は原則として高位を維持することとします。

資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

フロア価額は、当初、1万口当たり9,000円に設定されます。その後、基準価額が最高値を更新する毎に、上昇額の50%相当分フロア価額が上昇します。したがって、運用会社は、このフロア価額が確保されることを目指して運用を行います。

ソシエテ・ジェネラル（以下「保証銀行」といいます。）は、信託財産の確保を内容とする契約を、受託者および委託者と締結します。一部解約時および償還時の基準価額がフロア価額を下回る場合には、保証銀行は、不足額を信託財産に対して支払います。なお、当該契約に係る銀行保証料については、第35条に規定します。

(3) 運用制限

外国投資信託の受益証券以外への投資は、約款第18条の範囲で行います。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産（外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を含みます。）の投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の外国投資信託の受益証券へ純資産額の50%を超えて投資することができます。

3. 収益分配方針

収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配は行いません。留保益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
S Gフロア確保型日本株ファンド2
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、エスジー山一アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができるものとします。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成16年9月20日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額・フロア価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

この約款においてフロア価額とは、一部解約時および償還時の最低保証価額のことをいいます。フロア価額は、当初、信託期間開始日の基準価額の90%（当初1万口当たり9,000円）に設定され、基準価額が最高値を更新する毎に、上昇額の60%相当分フロア価額が上昇します。

第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

第9条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

委託者の指定する証券会社または登録金融機関が、受益者との保護預り契約に基づき、大券をもって混蔵保管される場合に限り、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【受益証券の申込単位、価額および手数料】

第11条 委託者は、第9条の規定により発行される受益証券を委託者が直接販売する場合は、取得申込者に対し、10万円以上1円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

ただし、平成14年3月4日以降は取得の申込を受け付けないものとします。なお、取得申込日がバリの銀行の休業日の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。

委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1口単位をもって申込みに応ずることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が個別に定めることができるものとします。平成14年3月4日以降は取得の申込を受け付けないものとします。また、取得申込日がバリの銀行の休業日の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。

第1項および第2項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益証券の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の場合の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止や基準価額の水準によっては、委託者の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き】

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付

します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続きは、第31条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第13条 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【受益証券の再交付】

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合の再交付】

第15条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第16条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第17条 この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
6. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
7. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
8. 金銭債券（第1号、次号及び第11号に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
9. 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第8号に掲げるものを除く。）
10. 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第8項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）に係る権利
11. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、総理府令で定めるもの（金融先物取引法等を除く。以下「金融デリバティブ取引」とい

- う。)に係る権利(第2号から第7号までに掲げるものに該当するものを除く。)
- 1 2. 次に掲げるものを信託する信託の受益権(第1号に掲げるものに該当するものを除く。)
- イ. 金銭(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。)
- ロ. 有価証券
- ハ. 金銭債権
- ニ. 不動産
- ホ. 地上権及び土地の貸借権
- 1 3. 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその資産された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行う事を約する契約に係る出資の持分(以下「匿名組合出資持分」という。)
- 1 4. 金銭の信託の受益権(第1号に掲げるものに該当するものを除く。)であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの。

【運用の指図範囲】

第18条 委託者は、信託金を、主として、別に定める外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャルペーパー
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の有価証券の性質を有するもの
委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【運用の権限委託】

第20条 委託者は、外貨建資産の運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

ソシエテ ジェネラル ストラクチャード アセット マネジメント

2, place de la COUPOLE 92400 COURBEVOIE-FRANCE

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第34条に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末に支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の20以内の率を乗じて得た金額とします。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

【混蔵寄託】

第24条 金融機関および証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】

第25条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年9月21日から翌年9月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成13年9月17日から平成14年9月20日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第32条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託

財産からその支弁を受けることができます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第1条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の120の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【銀行保証契約および銀行保証料】

第35条 基準価額がフロア価額を下回った場合、保証銀行は、その不足金額を信託財産に対して支払います。

銀行保証料は、第34条に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の12.5以内の率を乗じて得た金額とします。

【収益の留保】

第36条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

【償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第37条 受託者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第1項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第38条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金および一部解約金の支払い】

第38条 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者

毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項および第2項の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。

委託者は、前項の規定により押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

【受益証券の保護預り等】

第39条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券を保護預り契約に基づいて保護預り会社において大券をもって混蔵保管するものとします。

委託者は、受益者から自己の有する前項の受益証券について返還請求があったときは、当該受益者から第41条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします。

【償還金の時効】

第40条 受益者が、信託終了による償還金について、第38条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第41条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位（委託者自らの募集にかかる受益証券および委託者の指定する証券会社または登録金融機関が、受益者との保護預り契約に基づき、大券をもって混蔵保管されている受益証券ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、平成16年9月15日以降は一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。また、一部解約の実行を請求する日が、パリの銀行の休業日の場合は、一部解約の実行請求の受付は行いません。

受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。ただし当該基準価額がフロア価額を下回っている場合においては、一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日のフロア価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【信託契約の解約】

第42条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監

監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めるとき
2. やむを得ない事情が発生したとき

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
2. 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき
3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号および第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

【信託約款の変更】

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第1項から第5項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

第44条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託者に対し、自己の有する受益証券を、信

託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および委託者の指定する証券会社または登録金融機関が協議の上、決定するものとします。

【委託者および受託者の業務引継】

第45条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【公告】

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年 9月17日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号
エスジー山一アセットマネジメント株式会社
取締役社長 右近 徳雄

受託者 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
三菱信託銀行株式会社
取締役社長 内海 暎郎

付 表

・約款第18条の「別に定める外国投資信託の受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託「S G A M日経225インデックス サブファンド」

フランス籍契約型証券投資信託

運用会社：ソシエテ ジェネラル ストラクチャード アセット マネジメント
(Societe Generale Structured Asset Management)

管理会社：ソシエテ ジェネラル ストラクチャード アセット マネジメント
(Societe Generale Structured Asset Management)

証券投資信託「S G A M円マネー サブファンド」

フランス籍契約型証券投資信託

運用会社：ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
(Societe Generale Asset Management)

管理会社：ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
(Societe Generale Asset Management)

